

# 労働委員会の窓（令和6年6月分）

## 《会議関係》

- 6月7日 第111回四国労働委員会協議会総会（香川県）  
「船員からの個別労働関係紛争あっせん申請の取扱い及びあっせんの進め方について」など3件
- 6月14日 全国労働委員会会長連絡会議（岐阜県）  
「今後の労働委員会における個別労働関係紛争業務の位置づけについて」
- 6月21日 第1232回愛媛県労働委員会総会  
「令和6年（不）第1号事件について」など7件
- 6月21日 第1338回公益委員会議  
「令和6年（不）第1号事件の審査経過について」など2件

## 《集团的労使紛争関係》

### ○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法 7条該当号	申立内容	終結状況
6年(不) 第1号	福祉業	R6.3.21	1,3	不利益取扱い是正 支配介入の禁止 謝罪文の掲示等	係属中
6年(不) 第2号	建設業	R6.6.13	2	団体交渉応諾	係属中

## 《個別的労使紛争関係》

### ○ あっせん事件

事件番号	業種	あっせん事項	申出年月日 申出者	あっせん 回数	終結状況
6年個別 第1号	医療業	退職金・解雇予告手 当・慰謝料等の支払い	R6.2.28 労働者	2回	解決
6年個別 第2号	医療業	精神的・経済的損失に 対する金銭的補償	R6.4.9 労働者	-	不開始
6年個別 第3号	宿泊業	断続的労働の許可が下 りていない期間の賃金 の引上げ及び再計算	R6.6.11 労働者	-	係属中
6年個別 第4号	宿泊業	断続的労働の許可が下 りていない期間の賃金 の引上げ及び再計算	R6.6.11 労働者	-	係属中

### ○ 労働相談

	相談者数	相談件数
6月	21	31
累計（4月～）	70	100

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

# 雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、  
労働委員会に相談してみませんか？

## 労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

## 使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等  
を行う公正・中立の県の行政機関です。

相談・あっせんは無料・秘密厳守でお  
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町 132 番地

メールアドレス [roudouin@pref.ehime.lg.jp](mailto:roudouin@pref.ehime.lg.jp)

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tirouin/>